



認定こども園・保育所・小規模保育事業所・幼稚園の違いって？

10月には幼稚園、11月には保育施設への4月入園の申し込み受付が始まります。

お子さんの年齢や保育の必要性によって、入園できる施設が異なります。

申し込みの前に、各家庭の状況に合った施設を確認しておきましょう。



市ホームページ
(市内教育・保育
施設の紹介)

※4月入園申し込みの詳細は、広報かまいし10月1日号と11月1日号でお知らせする予定です

◆保育の必要性とは？……保護者（原則父母）が次のいずれかに該当することを指します。

- ① 1カ月当たり48時間以上の就労
- ② 産前産後8週間
- ③ 疾病、障がい
- ④ 親族の介護・看護
- ⑤ 求職活動（入園後2カ月以内）
- ⑥ 1カ月当たり48時間以上の就学（職業訓練校などを含む） など

| | 認定こども園 | 保育所 | 小規模保育事業所 | 幼稚園 |
|--------|--|--|--|----------------------------------|
| 年齢 | 0～5歳 | 0～5歳 | 0～2歳 | 3～5歳 |
| 保育の必要性 | 幼稚園部分：不要 保育所部分：必要 | 必要 | | 不要 |
| 利用時間 | 幼稚園部分：4時間 保育所部分：8～11時間 | 8～11時間 | | 4時間 |
| 閉園日 | 日曜、祝日、年末年始、幼稚園部分のみ春夏冬の長期休暇あり | 日曜、祝日、年末年始 | | 日曜、祝日、年末年始、春夏冬の長期休暇 |
| 保育料 | お子さんの年齢や保護者の課税状況によって異なります。 ※非課税世帯の0～2歳児は通常の保育料が無償 ※3歳以上児、世帯が監護する第2子以降の3歳未満児は、課税状況にかかわらず通常の保育料が無償 | | | |
| 給食 | あり | | | なし（牛乳のみ） |
| 特徴 | 保育所と幼稚園の両方の特徴があり、3歳以上児の場合、保護者の就労状況などが変わっても継続利用できます。 | 保護者の就労などで長時間の保育が必要な場合、生活に合った保育を受けることができます。 | 家庭環境に近い雰囲気施設です。保育者の数も多く、きめ細やかな保育を行っています。 | 保護者の就労などの要件がなく、すべての3歳以上児が利用できます。 |

体罰等によらない子育てを広げよう！～みんなで育児を支える社会に～

2020年4月から子どもへの体罰は法律で禁止されました。体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいく必要があります。

こんなことしていませんか？

- ・何度も言葉で注意をしても言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ・いたづらをしたので、長時間正座をさせた
- ・宿題をしなかったので、夕食を与えなかった

▶▶▶ 全て体罰です

◆子育てはいろいろな人の力と共に！

子育て中の保護者が孤立しないよう、声掛けや支援を行い、いろいろな機関と連携して社会全体で支えていくことが必要です。

少しでも困ったことや気になることがあれば、まずは「こども家庭センターcocco」へご相談ください。

こども家庭センター COCCO ☎22-5121

- 秘密は固く守ります
- 個室もご用意できます
- こども本人からの相談も受け付けます

虐待かもと思ったら 児童相談所虐待対応ダイヤル（通話料無料） 189（いちはやく）

「大震災かまいしの伝承者」(第5期)を募集します

市は、東日本大震災の出来事や学んだ教訓など、必要な知識を身に付け、震災を忘れることなく将来に語り継いでいく「大震災かまいしの伝承者」(第5期)を募集します。

- 応募要件 大震災の出来事を語り継ぐことに意欲があり、次の基礎研修会に参加できる人
※年齢や経験などは問いません
- 基礎研修会
 - ・日 時 … 10月6日(日) 13時～16時30分（12時30分受付開始）
 - ・会 場 … 中妻公民館（上中島町2-6-36）
 - ・内 容 … 伝承者としての自己啓発、共通認識の習得などを目的とした基礎研修
 - ①地震のメカニズムと津波被害
 - ②釜石市防災市民憲章
 - ③震災体験談
 - ④いのちをつなぐ未来館施設紹介

※基礎研修の全日程を修了した人に「伝承者証」を発行します

※「伝承者証」を発行した人には、今後順次開催する「ステップアップ研修（任意）」の案内を送付します

- 応募方法
 - ・応募申込書に必要事項を記入し、市文化振興課または各地区生活応援センターへ持参するか、郵送、メール、FAXで提出してください
 - ・募集要項、申込書は、市文化振興課、各地区生活応援センター、いのちをつなぐ未来館に備え付ける他、市のホームページからダウンロードできます
- 応募期限 9月25日(水)

申し込み・問い合わせ 市文化振興課 ☎026-0003 嬉石町1-7-8 釜石市民交流センター
☎27-7567 FAX 27-7568 ✉bunka@city.kamaishi.iwate.jp

防災行政無線の放送内容はこれで確認!!

防災行政無線の放送内容が、家の中にいるなどして聞こえない場合は、次の方法で確認することができます。

▶ 電話で聞く ☎0800-800-3199
(通話料無料)

▶ いわてモバイルメールで見る

▶ LINEで見る



釜石市LINE



釜石市災害情報



釜石市からのお知らせ

▶ 戸別受信機で聞く

自動で防災行政無線を受信し、放送を家の中で聞くことができます。1世帯当たり1台を無償で貸し出しています。

申込方法 各地区生活応援センターや市防災危機管理課に備え付けの貸与申請書に必要事項を記入し、市防災危機管理課へ提出してください

申込期限 10月15日(火)

- ※申し込み多数の場合は、設置希望場所などの状況を考慮し貸与可否を決定するため、希望に添えない場合があります
- ※貸し出しの可否は、申込期限後、一週間程度をめぐり個別にお知らせします
- ※戸別受信機設置の際には、屋外に専用アンテナを設置するため、場合によっては外壁に穴を開ける必要があります
- ※電波の受信状況調査の結果によっては、設置できない場合があります



問い合わせ 市防災危機管理課 ☎27-8441